

「交通死亡事故多発緊急事態宣言」が発令されました！

1 発令概要	10月31日から11月8日の9日間に、県内で5件の交通死亡事故が発生したため、交通安全県民総ぐるみ運動愛媛県本部長（愛媛県知事）から「交通死亡事故多発緊急事態宣言」が発令されました。 県民の皆様は、「決して交通事故を起こさない、交通事故に遭わない」という強い意志をもって、これから年末まで行動するようにしましょう。 特に日没時の外出にお気をつけください。			
	発令日	平成30年11月9日（金）		
	対策期間	平成30年11月9日（金）から11月18日（日）までの10日間		
2 交通死亡事故の発生状況	○ 発生状況（平成30年10月31日から11月8日の9日間）			
		発生日時・場所	道路・事故類型	備考
	1	10/31(水)午前10時33分頃 松山市上難波	・県道 ・自転車（単独）	自転車 81歳 男性 死亡
	2	11/5(月)午前7時59分頃 今治市玉川町	・国道 ・普通乗用×歩行者	歩行者 91歳 男性 死亡
	3	11/6(火)午後0時03分頃 新居浜市東田	・国道 ・軽四乗用×自転車	自転車 65歳 女性 死亡
	4	11/7(水)午前3時30分頃 新居浜市多喜浜	・県道 ・普通乗用×原付	原付 16歳 男性 死亡
5	11/8(木)午後3時30分頃 松山市食場	・私道 ・軽四貨物（単独）	軽四貨物 70歳 男性 死亡	
3 その他	○ 「交通死亡事故多発緊急事態宣言」の発令は、本年1回目			

「年末の交通安全県民運動」が始まります

- 【期間】 12月21日（金）～12月31日（月）
- 【スローガン】 ハイビーム 知らせる 見つける 夜の道
- 【運動の目的】 この運動は、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、県民の交通安全意識の高揚を図り、年末期における交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。
- 【運動の重点】
- 1 高齢者の交通事故防止
 - 2 飲酒運転の根絶
 - 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止（特に横断歩行者の事故防止）
 - 4 自転車の安全利用と「シェア・ザ・ロード」の精神の普及促進

